

特定事業所集中減算に係るQ & A

Q 1 特定事業所集中減算の算定に当たって、対象となる「特定事業所」の範囲は、同一法人単位で判断するのか、あるいは、系列法人まで含めるのか。

同一法人格を有する法人単位で判断されたい。

(18. 3. 27 介護制度改革 information vol. 80 平成 18 年 4 月改定関係 Q&A (vol. 2))

Q 2 今般の改正で、体制等状況一覧表に特定事業所集中減算の項目が追加となったが、判定の結果、特定事業所集中減算の適用となった場合又は減算の適用が終了する場合は、体制等状況一覧表の提出はいつになるか。

体制等状況一覧表に特定事業所集中減算の項目が追加となったため、平成 27 年 4 月サービス分からの適用の有無の届出が必要となる。また、新たに減算の適用になった場合は、特定事業所集中減算の判定に係る必要書類の提出と同日の 9 月 15 日又は 3 月 15 日までの提出が必要となる。また、減算の適用が終了する場合には、直ちに提出が必要となる。

(27. 4. 1 事務連絡 介護保険最新情報 vol. 454「平成 27 年度介護報酬改定に関する Q&A (平成 27 年 4 月 1 日)」の送付について)

Q 3 訪問看護の場合、ケアプランに位置付けようとする時点で主治医と利用者との間で既に事業所が選択されていることが多く、これにより照会率が 80% を超えることについては、正当な理由に該当すると考えてよいか。

特定事業所集中減算の正当な理由の範囲は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事項について」(平成 12 年 3 月 1 日厚生省老人保健福祉局企画課長通知)(以下、「留意事項通知」という。)に示しているところであり、正当な理由の範囲として、サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合(※)等が含まれている。

(※)利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けている場合等を想定している。なお、利用者から提出を受ける理由書は、当該利用者にとってサービスの質が高いことが確認できるものとし、その様式は任意のものとして差し支えない。

(27. 4. 30 事務連絡「平成 27 年度介護報酬改定に関する Q&A vol. 2 (平成 27 年 4 月 30 日)」の送付について)

Q 4 留意事項通知の第3の10の(4)の⑤の(例)について、意見・助言を受けている事例が1件でもあれば正当な理由として集中減算の適用となるか。(下記事例の場合に①・②のどちらになるか)

(例) 居宅サービス計画数：102件

A訪問介護事業所への位置づけ：82件(意見・助言を受けている事例が1件あり)

①助言を受けているため正当な理由ありとしてA事業所に関する減算不要。

$82 \div 102 \times 100 \div 80.3\%$ …正当な理由として減算なし

②助言を受けている1件分について除外。

$81 \div 101 \times 100 \div 80.1\%$ …減算あり

居宅サービス計画に位置づけるサービスについては、この利用者の状況等に応じて個別具体的に判断されるものであることから、②で取り扱うこととする。

(27.4.30事務連絡「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A vol.2(平成27年4月30日)」の送付について)

Q 5 居宅介護支援事業者が作成し、都道府県知事〔市町村長〕に提出する書類について、判定期間における居宅サービス計画の総数等を記載するように定められているが、サービスの限定が外れることに伴い、事業所の事務量の負担が増大することを踏まえ、訪問介護サービス等のそれぞれの照会率最高法人の名称、住所、事業所名及び代表者名等について、80%を超えたサービスのみ記載する等、都道府県の判断で適宜省略させても差し支えないか。

各サービスの利用状況を適切に把握することが必要であることから、従前のとおり取扱うこととする。

(27.4.30事務連絡「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A vol.2(平成27年4月30日)」の送付について)

Q 6 正当な理由の例示のうち、「サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められた場合」の例示について、「地域ケア会議等」とあるが、「等」には具体的に何を含むのか。

名称の如何にかかわらず地域包括支援センターが実施する事例検討会等を想定している。

(27.4.30事務連絡「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A vol.2(平成27年4月30日)」の送付について)

Q 7 居宅介護支援事業所の実施地域が複数自治体にまたがり、そのうちの1自治体(A自治体とする)には地域密着型サービスが1事業所しかなく、A自治体は、ほかの自治体の地域密着型サービス事業所と契約していない状態である。この場合、A自治体の利用者はA自治体の地域密着型サービスしか利用できないが、正当な理由の範囲として

どのように判断したらよいか。

ご指摘のケースについては、A自治体の利用者は、A自治体の地域密着型サービス事業所しか利用できないことから、サービス事業所が少数である場合として正当な理由とみなして差し支えない。

(27.4.30 事務連絡「平成 27 年度介護報酬改定に関する Q&A vol.2(平成 27 年 4 月 30 日)」の送付について)

Q8 留意事項通知の第3の10の(4)の①の「通常の事業の実施地域」について、例えば、町内の一部(市町村合併前の旧町)などのエリアに変更することは可能か。

指定居宅介護支援事業者は、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」(平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 38 号)第 18 条において運営規程に通常の事業の実施地域について定めることになっており、これに基づき適切に対応いただきたい。

(27.4.30 事務連絡「平成 27 年度介護報酬改定に関する Q&A vol.2(平成 27 年 4 月 30 日)」の送付について)

Q9 訪問介護の特定事業所加算は、サービス提供の責任体制やヘルパーの活動環境・雇用環境の整備、介護福祉士の配置など質の高いサービス提供体制が整った事業所について評価を行うものであるから、特定事業所加算を算定している訪問介護事業所の場合については、特定事業所集中減算の正当な理由として考えてよいか。

特定事業所集中減算の正当な理由の範囲は留意事項通知に示しているところであり、正当な理由の範囲として例えば、サービスの質が高いことによる利用者の希望を勧奨した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合等が含まれている。具体的には、利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けている場合などが考えられる。

(27.4.30 事務連絡「平成 27 年度介護報酬改定に関する Q&A vol.2(平成 27 年 4 月 30 日)」の送付について)

Q10 今般の改定により特定事業所集中減算の対象サービスの範囲について限定が外れたが、1つのサービスにおいて正当な理由がなく80%を超えた場合は全利用者について半年間減算と考えるよいか。

ご指摘のケースについて、当該サービスについて正当な理由がなく80%を超えた場合は、従前のおり減算適用期間のすべての居宅介護支援費についての減算の適用となる。

(27.4.30 事務連絡「平成 27 年度介護報酬改定に関する Q&A vol.2(平成 27 年 4 月 30 日)」の送付について)